

作業環境測定

作業環境測定は、有害物質を取り扱う作業従事者の健康障害を予防するため、作業環境中の有害物質濃度を測定し、科学的な改善対策が必要かどうかを判断する手段となります。粉じん、特定化学物質、鉛、有機溶剤等を取り扱う指定作業場の作業環境測定では、作業環境測定士や作業環境測定機関が実施することになります。また、化学物質のリスクアセスメントでは、信頼性の高い実測法として推奨されています。

作業環境測定士による測定が必要な主な指定作業場

作業環境測定を行うべき作業場の種類	測定回数	記録の保存年数
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	6月以内ごとに1回	7年間
特定化学物質(第1類物質または第2類物質)を製造し、または取り扱う屋内作業場等	6月以内ごとに1回	3年間 (30年間※)
特定有機溶剤混合物を製造し、または取り扱う屋内作業場	6月以内ごとに1回	3年間
一定の鉛業務を行う屋内作業場	1年以内ごとに1回	3年間
有機溶剤(第1種有機溶剤または第2種有機溶剤)を製造し、または取り扱う一定の業務を行う屋内作業場	6月以内ごとに1回	3年間

※特別管理物質は30年間。



これらの指定作業場では、定期的(6ヶ月ないし1年)に測定を行い、厚生労働大臣が定めた基準により結果を評価します。評価は3つの管理区分に分類されますが、もし第3管理区分になった場合には、速やかに作業環境の改善措置を実施することが必要になります。

お問い合わせ先

株式会社 分析センター URL <https://www.analysis.co.jp/>

環境評価事業部 〒131-0032 東京都墨田区東向島1丁目12番2号
 TEL 03-3616-1612 FAX 03-3616-1615

会社HP 分析無料ご相談

